

大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（以下、優良法）

1. 案内情報

- 手続名 : 宅地開発事業計画の軽微な変更の届出
- 手続根拠 : 優良法施行規則第七条
- 手続対象者 : 認定事業者（計画の認定を受けた宅地開発事業者）
- 提出時期 : 軽微な変更が生じた日より30日以内
- 提出方法 : 各地方整備局へ提出してください
（都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は日本勤労者住宅協会の場合は、国土交通省総合政策局宅地課へ提出してください）
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : 提出先にお問い合わせ下さい
- 申請書様式 : 優良法施行規則別記様式第一 宅地開発事業計画
- 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい

. 窓口情報

- 提出先 : 関東地方整備局建政部住宅整備課 048 - 601 - 3151（内線6185）
中部地方整備局建政部住宅整備課 052 - 211 - 6500（内線6185）
近畿地方整備局建政部住宅整備課 06 - 6942 - 1141（内線6181）
国土交通省総合政策局宅地課 03 - 5253 - 8111（内線25236）
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい
- 相談窓口 : 提出先にお問い合わせ下さい

. 手続情報

- 審査基準 : 優良法第四条
優良法施行規則第五条 他
- 標準処理期間 : 提出先にお問い合わせ下さい
- 不服申立方法 :（行政不服審査法の規定による）